

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。

## 評価実施機関名

杉並区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和元年12月1日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p><b>【概要】</b> 国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p>なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。</p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p><b>【事務内容】</b></p> <p>1 資格取得          ・他保険からの離脱等の場合は、世帯主等から国民健康保険資格取得届及び必要書類の提出を受け、システムに入力し被保険者証等を交付する。          ・転入・出生等の場合は、世帯主等から転入・出生等の届出を受け、国民健康保険の被保険者となる場合は区民課での転入処理時にシステムに入力し、被保険者証等を交付する。</p> <p>2 資格喪失          ・他保険への加入等の場合は、世帯主等から国民健康保険資格喪失届及び必要書類の提出を受け、システムに入力する。          ・転出・死亡・職権消除等の場合は、世帯主等から転出・死亡等の届出があった場合、又は住民登録が職権消除となった場合、住民基本台帳情報と連動し、資格を喪失する。          ・ただし修学中の学生に関する被保険者の特例に該当する場合(マル学)、又は法で定める特定の施設に住所を異動し、入院又は入所する場合(住所地特例)は、当区の被保険者とする。</p> <p>3 転居・世帯主変更等          ・世帯主等から氏名・世帯・世帯主変更等の届出があった場合、住民基本台帳情報の変更と連動して資格・世帯情報を変更し、被保険者証等を交付する。</p> <p>4 被保険者証等再交付          ・世帯主等から被保険者証・高齢受給者証等の紛失・盗難等による再交付申請を受け、再交付を行う。</p> <p>5 保険料賦課・通知          ・被保険者・被保険者でない世帯主・特定同一世帯所属者の前年の所得情報に基づき賦課決定処理を行い、保険料額を確定する。          ・被保険者の資格・所得情報の異動の都度、月次で賦課決定処理を行う。          ・確定した保険料額については保険料額通知書及び納付書を出力し、納付義務者である世帯主宛てに送付する。</p> <p>6 保険料減免          ・旧被扶養者・収監による減免申請があった場合、減免可否を決定する。生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免承認・不承認決定通知書を世帯主へ送付する。</p> <p>7 非自発的失業者保険料軽減          ・特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る届出があった場合、失業給付関係情報を確認・入力し、保険料の再計算を行う。</p> <p>8 保険料年金特別徴収          ・年金特徴対象世帯主のうち、口座振替納付を希望する者に口座振替依頼書の提出を求める。その提出後は(事務内容)(国保料収納)⑥⑦に同じ。年金特別徴収については、特別徴収依頼データを作成し、東京都国民健康保険団体連合会を経由して年金保険者に徴収を依頼する。</p> <p>9 各種給付金の支給          ・世帯主等から申請を受け、高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・移送費・特別療養費・出産育児一時金・葬祭費の支給を行う。</p>

	<p>10 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付 ・世帯主等から申請を受け、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を交付する。</p> <p>11 特定疾病療養受療証の交付 ・世帯主等から申請を受け、特定疾病療養受療証を交付する。</p> <p>12 一部負担金の減免 ・生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を世帯主へ、一部負担金免除証明書を医療機関へ送付する。</p> <p>13 第三者行為の届出 ・第三者行為により怪我をした世帯主等から届出があった場合、本人に代わり第三者に医療費の求償を行う。</p> <p>14 他の給付との調整 ・他法令による給付がある者については、二重給付として過誤・再審査処理を行う。</p> <p>15 結核医療給付金受給者証の交付 ・世帯主等から申請を受け、結核医療給付金受給者証を交付する。</p> <p>16 国保受給者証(精神通院)の交付 ・世帯主等から申請を受け、国保受給者証(精神通院)を交付する。</p> <p>17 基準収入額適用申請 ・70歳以上の被保険者について、世帯主等から基準収入額適用申請を受けて負担割合判定を行い、高齢受給者証を交付する。</p>
--	---

③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	------------	--

**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

**システム1**

①システムの名称	国民健康保険資格システム
----------	--------------

②システムの機能	<p>1 国民健康保険資格状況(資格取得・喪失、退職該当、非該当)の管理を行う機能。</p> <p>2 緩和措置対象者管理機能(特定同一世帯所属者・旧被扶養者)</p> <p>3 非自発的失業者管理機能</p> <p>4 証関連の発行機能</p> <p>5 資格継続業務機能</p> <p>(1) 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2) 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p>
----------	---

③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p>
-------------	--

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険給付システム
②システムの機能	<p>1 レセプト情報の管理を行う機能。  2 高額療養費の計算および支給管理機能。  3 国保療養費の計算および支給管理機能。  4 出産育児一時金の計算および支給管理機能。  5 葬祭費の計算および支給管理機能。  6 食事差額の計算および支給管理機能。  7 各給付のお知らせ通知および支給決定通知の発行機能。  8 高額該当引継ぎ機能</p> <p>(1) 継続候補世帯の抽出(高額該当情報ファイル)  市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2) 継続世帯の確定(高額該当引継情報連携ファイル)  転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム3	
①システムの名称	国民健康保険料システム
②システムの機能	<p>1 賦課算出機能:被保険者世帯への国保税(料)を算出する機能。  2 賦課状況参照機能:国保税(料)を賦課した算出根拠、賦課額、期割り状況を確認する機能。  3 納付書・通知書発行機能:賦課が発生した世帯に対して通知する文書を発行する機能。  4 試算機能:シミュレーションにて保険額の試算を行う機能。  5 納付証明書の発行を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1 住民登録外者管理            既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という)において除票があった個人で、引き続き、氏名・性別・生年月日・現住所等の個人情報を管理する必要がある者について住登外者として登録する。氏名・性別・生年月日・区内最終住所(除票前住所)等の情報は既存住基システムから引き継ぐことができる。また、住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動があった場合に情報を更新する。</p> <p>2 履歴管理            住民登録外者として登録されたものについて登録情報に更新があった場合に、更新履歴を管理し、照会できる。</p> <p>3 住民登録外者の個人番号管理            各業務システムが住民登録外者等記録システムにより管理する住民登録外者の個人番号の登録・変更を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	保険者管理システム
②システムの機能	<p><input type="radio"/> 健康保険の保険者情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	医療機関システム
②システムの機能	<p>1 医療機関情報を管理する。</p> <p>2 柔整・鍼灸師会グループ及び所属医療機関情報を管理する。</p>

③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ] その他 ( )	

### システム7

①システムの名称	収納消込システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消込処理機能 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。</li> <li>2 収納状況照会機能 各賦課データ毎の納付状況を照会する。</li> <li>3 還付充当処理機能 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。</li> <li>4 納税証明書発行機能 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。</li> <li>5 納付書発行機能 再発行納付書や分割納付書などの納付書を発行する。</li> <li>6 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

### システム8

①システムの名称	OCR日計システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 納付データを取り込み、消込処理を行う。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム9	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報管理機能 口座情報の登録・異動・照会を行う。 2 口座振替データ作成機能 口座振替データを作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム10	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	1 収納消込システムと連携し収納状況の照会を行う。 2 納税者との交渉経過や納税者の財産情報等を記録する。 3 差押え、交付要求、配当計算、執行停止、不納欠損などの処分等を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	発送管理システム
②システムの機能	1 発行した帳票等の発送履歴情報を管理する。 2 発送の対象から除く必要のある帳票等の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )





システム15	
①システムの名称	共通システム
②システムの機能	○ システムの共通的な情報、職員情報、及び権限情報等の管理を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	○ 連携システムとのデータ連携を行うため、スケジュールや履歴の管理を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム17	
①システムの名称	中間サーバコネクタ
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求、及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(または個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの4情報(住所、氏名、生年月日、性別。以下「4情報」の表示がある場合は全て同じ)提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。

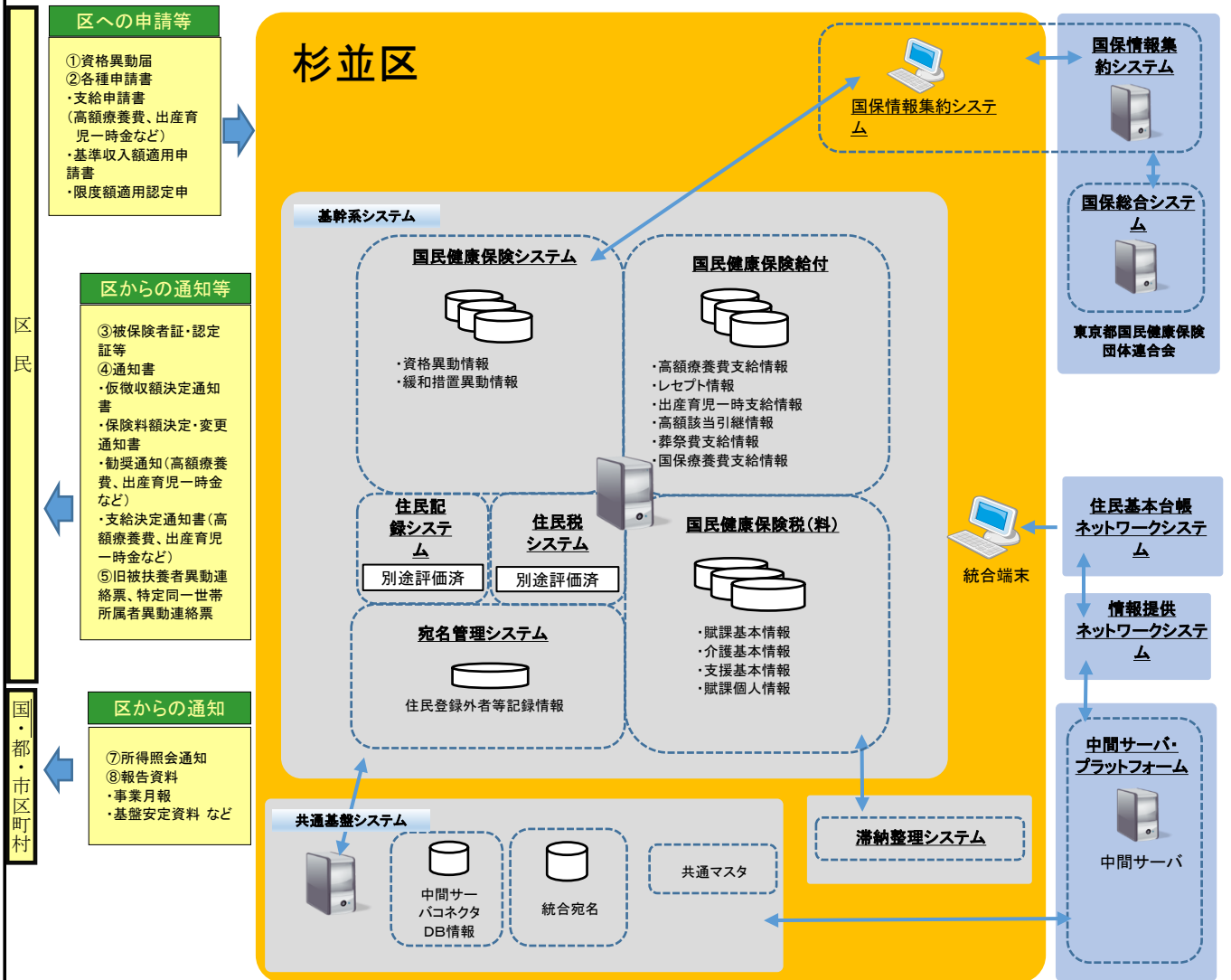
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（国民健康保険システム、中間サーバ・プラットフォーム）
<b>システム18</b>	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	<p>1 符号管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号（以下「符号」という。）」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会・情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタと間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保有・管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバコネクタ）



3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・住民基本台帳情報及び住民税関係情報に個人番号が管理されるようになるため、被保険者の資格情報や所得情報をよりの確かかつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他自治体等と情報を連携することで、被保険者や区が各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、事務の効率化及び被保険者の利便性の向上につながることが見込まれる。また、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な賦課・給付に資するものと期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) 42～45の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
8. 他の評価実施機関	
—	



(別添1) 事務の内容



- 国民健康保険事務では、各種届出を窓口・郵送で受け付け、結果の通知等を発行し、窓口渡し又は発送（郵送）する。
- 被保険者より①資格異動届を受付し、取得・喪失等の資格異動処理を行う。また、必要に応じて③被保険者証・認定証等を交付する。
  - 住民記録、住民税システムに基づき、国民健康保険料の賦課を行い、④通知書（保険料額決定・変更通知書）を発行する。
  - ②支給申請書を受付し、必要に応じて④支給決定通知書を出し、高額療養費等を支給する。
  - 区民が他市区町村に転出する場合、転出異動時または転出先の依頼により必要に応じて⑤旧被扶養者異動連絡票、特定同一所属者異動連絡票を発行する。
  - 納付された保険料額に基づき、年次で⑥年内納付額通知を送付する。
  - 資格・給付状況を情報提供（中間サーバに副本登録）する。
  - 「国保情報集約システム連携用端末」を介して、東京都国民健康保険団体連合会と資格情報及び高額該当情報をデータ連携する。
  - 他市区町村に所得情報等がある場合は、⑦所得照会通知を発行する。
  - 国及び都道府県に対し、⑧報告資料を送付する。
  - 杉並区の外業務の保有情報については、条例等で認められている範囲において、必要情報を参照または取得する。

(備考)





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 ・特定同一世帯所属者
その必要性	国民健康保険の適正な資格管理・賦課・徴収・給付を行うにあたり、特定個人情報が必要 ・被保険者の資格・所得情報など、賦課・給付を行う上で不可欠な情報を効率的に入手することができ、適正な賦課・給付処理が実現できる。 ・個人番号の利用により同一人確認が迅速かつ適正に行われ、事務の効率化が実現できる。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号                      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号                      [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)                      [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳法第30の45に規定する事項 )</li> </ul>

	その妥当性	<p>○識別情報 ・対象者を特定し、正しい資格管理・賦課・徴収・給付を行うために記録</p> <p>○連絡先情報 ・対象者の世帯情報及び保険料額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせや、納付の催促する際に利用</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報は、所得情報及び住民税課税状況に基づき、賦課・徴収・給付を行うために記録 ・健康・医療関係情報は、被保険者の受診情報に基づき、医療費の支給を行うために記録 ・医療保険関係情報は、医療保険の加入状況に基づき、各種保険サービスを適用するために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報は、介護保険第2号被保険者に対し、介護納付金分保険料を賦課・徴収するために記録 ・雇用・労働関係情報は、被保険者の非自発的失業の情報に基づき、保険料の減額を行うために記録 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、年金特徴の可否を行うために記録</p>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課	
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>		
①入手元 ※	<p>[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 区民生活部区民課、区民生活部課税課、保健福祉部介護保険課 )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 公共職業安定所、厚生労働大臣、日本年金機構 )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体、後期高齢者医療広域連合 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 公的医療保険者、東京都国民健康保険団体連合会、共済組合、地方公共団体情報システム機構 )</p>	
②入手方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、専用線に接続された「国民健康保険伝送端末」(区所管外) )</p>	

<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>1 当初賦課時に入手          ・所得情報について、5月又は6月に住民税システムから入手          ・年金特別特徴情報ファイルについて、5月に年金保険者から東京都国民健康保険団体連合会を経由して入手</p> <p>2 個別的な対応に際して入手          ・資格取得・喪失・異動の届出の都度、随時入手          ・対象者の住民基本台帳が更新される都度、随時入手          ・所得情報について、住民税システムの更新があった場合、月次で入手          ・自治体間等での住民税関係情報にかかる照会・回答を行う都度入手          ・非自発的失業者保険料軽減の届出の都度、随時入手          ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手</p> <p>3 各種給付金の申請・支給時に入手          ・被保険者が医療機関で保険診療を受けた場合に東京都国民健康保険団体連合会を通じて月次入手。          ・世帯主等からの申請時に個人番号記載の申請書を随時入手          ・各種給付金を支給する際の算定時に所得区分等の情報を随時入手          ・他法令による給付がある者については、他法令給付との調整の必要がある場合に随時入手</p>						
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>・国民健康保険法及び杉並区国民健康保険条例により、被保険者の属する世帯の世帯主は、被保険者の資格取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出が義務づけられている。          ・同法に基づく事務のため、被保険者の住所等の情報を常に把握する必要があり、住民基本台帳情報、住民税関係情報に異動がある度に最新の情報を反映させる必要がある。          ・同法に基づく給付事務のため、被保険者の診療情報を把握する必要がある。また、他法令給付との調整の必要がある場合に他保険者の給付情報を随時入手する必要がある。          ・国民健康保険法第76条の3、4により定められた時期・頻度・方法にて、年金保険者から東京都国民健康保険団体連合会を経由して情報提供を受けている。</p>						
<p>⑤本人への明示</p>	<p>・国民健康保険の給付又は保険料の賦課・徴収に必要な各種情報については、国民健康保険法第9条の条文、番号法第19条第7号及び別表第2の42～45の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。</p>						
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>・国民健康保険の適正な資格管理・給付、保険料の公平・公正な算出・通知及び適正な納入管理・申告勧奨等を行うため。</p>						
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>						
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1361 467 1447">使用部署 ※</td> <td colspan="2" data-bbox="467 1361 1522 1447">保健福祉部国保年金課・区民生活部区民課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1447 467 1559">使用者数</td> <td data-bbox="467 1447 884 1559">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td data-bbox="884 1447 1522 1559">           &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上         </td> </tr> </table>	使用部署 ※	保健福祉部国保年金課・区民生活部区民課		使用者数	[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	保健福祉部国保年金課・区民生活部区民課						
使用者数	[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>・転出入又は出生死亡、他保険からの離脱等、資格異動に伴う被保険者資格の管理          ・保険料の賦課決定又は更正、保険料額通知書の送達          ・被保険者への医療費等の給付</p>						







③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	株式会社ディーエムエス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]      <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項5</b>	国民健康保険療養費等の審査事務及び第三者行為損害賠償請求収納に関する業務	
①委託内容	療養費等の審査業務、第三者行為損害賠償請求収納事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	療養を受けた被保険者
	その妥当性	療養費の審査・第三者行為損害賠償収納事務を正確・迅速に処理するため、専門的知識を有する事業者への委託を行っている。
③委託先における取扱者数	[ 1,000人以上 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	東京都国民健康保険団体連合会	





<b>委託事項7</b>		国保業務設計及び運営業務
①委託内容		(設計) ・国民健康保険に係る業務の分析及び業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の作成。 (運営業務) ・国保年金課における国民健康保険に係る書類の受付及び電話対応、保険料の賦課及び収納事務、滞納整理事務。(滞納処分、督促等公権力の行使にあたる業務は除く。)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 特定同一世帯所属者
	その妥当性	当該委託業務では業務マニュアル等の作成及び窓口受付時の申請書・届出書の記載内容確認等で、オンライン画面を操作するため、特定個人情報の取扱いを含める。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (杉並区で指定する端末機器により特定個人情報ファイルを利用する。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		株式会社DACS、株式会社ベルシステム24、株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同事業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	国保業務設計及び運営業務
<b>委託事項8</b>		資格継続に関する業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する区市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)及び保険給付の実施に係る情報の利用・提供に関する業務。(なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務等であり、保険給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。)



再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行うにあたっては、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他杉並区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務で使用する国保情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処理の実行、システム障害発生時の復旧支援業務)、サーバ等ハウジングなど。	

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 21 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の2の項	
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
提供先2～5		
提供先2	健康保険組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の3の項	
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上





⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の15の項
②提供先における用途	・児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の17の項
②提供先における用途	・予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の22の項
②提供先における用途	・神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の26の項
②提供先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の27の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先12</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の30の項
②提供先における用途	・社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先13</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の33の項
②提供先における用途	・私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者



⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先14</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の39の項
②提供先における用途	・国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先15</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の42の項
②提供先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先16～20	
提供先16	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の46の項
②提供先における用途	・国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第四百零四条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先17	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の58の項
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の62の項
②提供先における用途	・老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先19</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の78の項
②提供先における用途	・雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先20</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の80の項
②提供先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者



⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
<b>移転先3</b>	保健福祉部高齢者在宅支援課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先4</b>	保険福祉部国保年金課高齢者医療係
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

<b>移転先5</b>	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	保健福祉部介護保険課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

<b>移転先7</b>	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第1項)
②移転先における用途	・児童福祉法による療育の給付の支給に関する事務であって杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則(以下、「規則」という。)で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙  )         </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先8</b>	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第3項)
②移転先における用途	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙  )         </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先9</b>	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第5項)
②移転先における用途	・身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>移転先10</b>	区民生活部納税課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第7項)	
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	・医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先11</b>	保健福祉部国保年金課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第10項)	
②移転先における用途	・国民年金法による保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	・医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先12</b>	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第11項)
②移転先における用途	・知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先13</b>	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第21項)
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者

⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>移転先14</b>	保健福祉部障害者施策課、保健福祉部福祉事務所、杉並保健所保健サービス課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第23項)	
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	・医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>移転先15</b>	保健福祉部障害者施策課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第27項)	
②移転先における用途	・杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	・医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先16～20</b>	
<b>移転先16</b>	子ども家庭部子育て支援課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第29項)
②移転先における用途	・杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>移転先17</b>	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第31項)
②移転先における用途	・外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・10万人以上100万人未満



⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
移転先20	杉並保健所保健予防課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第43項)	
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	・医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	<杉並区における措置> 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。 <データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・全ての特定個人に可能性のある金銭債権の消滅時効が完成する最も長い期間(減額更正において被保険者の権利をも守る観点から国民健康保険税と同様の取扱いが妥当であるとされている地方税法第17条の5第4項の規定による5年)であるため妥当である。 例外として、徴収権の時効中断により、5年を超えることになる場合はその特定個人に関する情報のみ時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。

③消去方法

- ・保存年限を経過した特定個人情報、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする。
- ・保存年限を経過した関係帳票は、職員による裁断又は総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。

7. 備考

提供先及び移転先の21以降については別紙のとおり。

<b>提供先21</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の87の項
②提供先における用途	・中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先22</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の93の項
②提供先における用途	・介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先23</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の97の項
②提供先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>提供先24</b>	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の106の項	
②提供先における用途	・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>提供先25</b>	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の109の項	
②提供先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙







**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

●国民健康保険情報ファイル ①資格異動情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	宛名番号	4	履歴番号
5	記載順位	6	続柄区分	7	続柄コード1	8	続柄コード2
9	続柄コード3	10	続柄コード4	11	続柄名称	12	表示用続柄
13	適用開始年月日	14	税用開始年月日	15	適用開始事由	16	開始届出日
17	適用終了年月日	18	税用終了年月日	19	適用終了事由	20	終了届出日
21	異動日	22	事由	23	届出日	24	転居区分
25	転居国保世帯番号	26	退職区分	27	該当年月日	28	税用該当年月日
29	該当届出日	30	非該当年月日	31	税用非該当年月日	32	非該当届出日
33	受給権発生日	34	受給年金名称	35	受給年金種別	36	退職履歴番号
37	退職本人	38	退職続柄コード1	39	退職続柄コード2	40	退職続柄コード3
41	退職続柄コード4	42	退職続柄名称	43	資格側更新日	44	税側更新日
45	作成区分	46	削除区分	47	異動日連番	48	処理日

●国民健康保険情報ファイル ②緩和措置異動情報

1	宛名番号	2	履歴番号	3	更新連番	4	対象区分
5	届出日	6	開始日	7	終了日	8	世帯番号(住基)
9	国保世帯番号	10	削除区分	11	処理日		

●国民健康保険情報ファイル ③国保資格取得喪失年月日連携情報

1	国保世帯番号	2	宛名番号	3	市町村保険者番号	4	被保険者証記号
5	被保険者証番号	6	世帯番号	7	国保資格取得届出日	8	国保資格取得年月日
9	国保資格取得事由	10	国保資格喪失届出日	11	国保資格喪失年月日	12	国保資格喪失事由
13	予備1	14	予備2	15	予備3	16	予備4
17	予備5	18	予備6	19	予備7	20	予備8
21	予備9	22	予備10	23	得喪履歴連番	24	最新区分
25	履歴連番	26	取込日				

●国民健康保険情報ファイル ④住民登録外者等記録情報

1	宛名番号	2	履歴連番	3	適用日	4	登録業務
5	住民票コード	6	世帯番号	7	現存区分	8	人格区分
9	国籍コード	10	支所コード	11	地区コード	12	行政区コード
13	班コード	14	小学校区コード	15	中学校区コード	16	投票区コード
17	算定団体コード	18	生年月日	19	和暦生年月日	20	性別
21	市区町村コード	22	大字コード	23	本番	24	枝番1
25	枝番2	26	街区コード	27	棟番号	28	号番号
29	氏名かな	30	氏名漢字	31	通称名かな	32	通称名漢字
33	郵便番号	34	郵便番号BC	35	町名	36	番地
37	方書	38	代表者肩書	39	代表者氏名	40	支店名称
41	部課名称	42	郵便返却区分	43	登録事由	44	番号制度個人番号
45	番号制度法人番号						

● 国民健康保険情報ファイル ⑤レセプト情報

1	旧自治体区分	2	管理番号	3	履歴番号	4	国保世帯番号
5	証番号	6	宛名番号	7	登録月	8	福祉区分
9	資格区分	10	年齢区分	11	課税区分	12	負担区分
13	負担区分(個人)	14	領収額	15	償還判定額	16	既高額償還額
17	高額償還額	18	作成区分	19	診療月	20	審査月
21	外部キー1	22	外部キー2	23	レセ区分	24	レセ資格区分
25	レセ年齢区分	26	調整区分	27	過誤区分	28	処理区分
29	診療種別	30	入外区分	31	内外区分	32	返戻区分
33	返戻事由	34	申出日	35	レセ証番号	36	入院開始日
37	実日数	38	初診点数	39	公費1法別番号	40	公費1負担者番号
41	公費1受給者番号	42	公費2法別番号	43	公費2負担者番号	44	公費2受給者番号
45	医療機関コード	46	高額計算除外フラグ	47	イメージ番号	48	高額償還額
49	高額償還額(現物)	50	高額償還額(償還)	51	レセプト共通番号	52	処方元医療機関コード
53	減免区分	54	減免金額	55	公費3法別番号	56	公費3負担者番号
57	公費3受給者番号	58	公費4法別番号	59	公費4負担者番号	60	公費4受給者番号
61	公費5法別番号	62	公費5負担者番号	63	指定公費金額		

● 国民健康保険情報ファイル ⑥高額療養費支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	整理番号	4	診療月
5	計算月	6	支給月	7	支給区分	8	決定区分
9	課税区分(世帯)	10	課税区分(高齢)	11	支給方法	12	支給種別
13	福祉区分	14	受給者宛名番号	15	支給判定額合計	16	貸付額
17	既支給額(一般)	18	既支給額(退職)	19	支給額(一般)	20	支給額(退職)

● 国民健康保険情報ファイル ⑦国保療養費支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	世帯主宛名番号	4	宛名番号
5	登録月	6	連番	7	支給月	8	診療月
9	資格区分	10	年齢区分	11	課税区分(世帯)	12	課税区分(高齢)
13	負担割合	14	決定区分	15	診療区分	16	診療種別
17	入外区分	18	医療機関区分	19	医療機関県コード	20	医療機関コード
21	件数	22	日数	23	費用額	24	定率負担額
25	一部負担金	26	他法負担金	27	食事療養費	28	食事日数
29	標準負担額	30	支給額	31	高額対象区分	32	削除区分
33	福祉区分						

● 国民健康保険情報ファイル ⑧出産育児一時金支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	世帯主宛名番号	4	履歴番号
5	支給月	6	決定区分	7	資格区分	8	対象者個人番号
9	出産児個人番号	10	出産児氏名	11	続柄名称	12	続柄コード1
13	続柄コード2	14	続柄コード3	15	続柄コード4	16	出生日
17	出産の種類	18	死産の週	19	出産者氏名	20	続柄名称
21	続柄コード1	22	続柄コード2	23	続柄コード3	24	続柄コード4
25	申請者氏名	26	申請者住所	27	代理人区分	28	委任状区分
29	申請日	30	請求額	31	申請区分	32	医師氏名
33	助産婦氏名	34	入院医療機関コード	35	備考	36	産科医療補償制度加入区分
37	削除区分						

● 国民健康保険情報ファイル ⑨葬祭費支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	世帯主宛名番号	4	対象者宛名番号
5	履歴番号	6	支給月	7	決定区分	8	資格区分
9	死亡者氏名	10	死亡者続柄名称	11	続柄コード1	12	続柄コード2
13	続柄コード3	14	続柄コード4	15	死亡日	16	葬祭日
17	葬祭執行者氏名	18	葬祭執行者続柄名称	19	葬祭執行者続柄コード1	20	葬祭執行者続柄コード2
21	葬祭執行者続柄コード3	22	葬祭執行者続柄コード4	23	申請日	24	申請者氏名
25	申請者郵便番号	26	申請者住所	27	請求額	28	申請区分
29	備考	30	削除区分				

●国民健康保険情報ファイル ⑩食事差額療養費支給情報

1	国保世帯番号	2	対象者宛名番号	3	履歴番号	4	支給月
5	食事療養費/生活療養費区分	6	決定区分	7	資格区分	8	年齢区分
9	受理日	10	対象期間開始日	11	対象期間終了日	12	対象日数
13	未申請理由区分	14	未申請理由備考	15	支給額	16	医療機関コード
17	削除区分	18	福祉区分				

●国民健康保険情報ファイル ⑪高額該当引継情報

1	国保世帯番号	2	市町村保険者番号	3	被保険者証記号	4	被保険者証番号
5	世帯番号	6	年度	7	高額該当区分_4月	8	高額該当区分_5月
9	高額該当区分_6月	10	高額該当区分_7月	11	高額該当区分_8月	12	高額該当区分_9月
13	高額該当区分_10月	14	高額該当区分_11月	15	高額該当区分_12月	16	高額該当区分_1月
17	高額該当区分_2月	18	高額該当区分_3月	19	予備1	20	予備2
21	予備3	22	予備4	23	予備5	24	予備6
25	予備7	26	予備8	27	予備9	28	予備10
29	最新区分	30	履歴連番	31	取込日		

●国民健康保険情報ファイル ⑫賦課基本情報

1	国保世帯番号	2	算定団体コード	3	調定年度	4	年度分
5	履歴番号	6	通知書番号	7	翌年度通知書番号	8	世帯主宛名番号
9	事由	10	更正日	11	更新区分	12	申告区分
13	主所得区分	14	現存区分	15	世帯区分	16	擬制区分
17	賦課期日軽減区分	18	住民税課税区分	19	譲渡世帯区分	20	老人世帯区分
21	専従世帯区分	22	軽減申請区分	23	清算区分	24	軽減判定所得
25	賦課期日人員	26	均等人員	27	現在人員	28	有所得人員
29	所得額	30	課税標準額	31	所得割額	32	資産税額
33	資産割額	34	均等割額	35	平等割額	36	積算税額
37	限度超過額	38	軽減均等割額	39	軽減平等割額	40	軽減均等6
41	軽減平等6	42	軽減均等4	43	軽減平等4	44	軽減均等2
45	軽減平等2	46	月割減額	47	端数	48	減額合計
49	減免額	50	過年度分	51	年税額	52	軽減4月
53	軽減5月	54	軽減6月	55	軽減7月	56	軽減8月
57	軽減9月	58	軽減10月	59	軽減11月	60	軽減12月
61	軽減1月	62	軽減2月	63	軽減3月		

●国民健康保険情報ファイル ⑬介護基本情報

1	国保世帯番号	2	算定団体コード	3	調定年度	4	年度分
5	履歴番号	6	通知書番号	7	世帯主宛名番号	8	事由
9	更正日	10	更新区分	11	申告区分	12	主所得区分
13	現存区分	14	世帯区分	15	擬制区分	16	住民税課税区分
17	譲渡世帯区分	18	老人世帯区分	19	専従世帯区分	20	軽減申請区分
21	軽減判定所得	22	賦課期日人員	23	均等人員	24	現在人員
25	有所得人員	26	所得額	27	課税標準額	28	所得割額
29	資産税額	30	資産割額	31	均等割額	32	平等割額
33	積算税額	34	限度超過額	35	軽減均等割額	36	軽減平等割額
37	軽減均等6	38	軽減平等6	39	軽減均等4	40	軽減平等4
41	軽減均等2	42	軽減平等2	43	月割減額	44	月割減額
45	端数	46	減額合計	47	減免額	48	過年度分
49	年税額	50	軽減4月	51	軽減5月	52	軽減6月
53	軽減7月	54	軽減8月	55	軽減9月	56	軽減10月
57	軽減11月	58	軽減12月	59	軽減1月	60	軽減2月
61	軽減3月						

● 国民健康保険情報ファイル ⑭ 支援基本情報

1	国保世帯番号	2	算定団体コード	3	調定年度	4	年度分
5	履歴番号	6	通知書番号	7	世帯主宛名番号	8	事由
9	更正日	10	更新区分	11	申告区分	12	主所得区分
13	現存区分	14	世帯区分	15	擬制区分	16	住民税課税区分
17	譲渡世帯区分	18	老人世帯区分	19	専従世帯区分	20	軽減申請区分
21	軽減判定所得	22	賦課期日人員	23	均等人員	24	現在人員
25	有所得人員	26	所得額	27	課税標準額	28	所得割額
29	資産税額	30	資産割額	31	均等割額	32	平等割額
33	積算税額	34	限度超過額	35	軽減均等割額	36	軽減平等割額
37	軽減均等6	38	軽減平等6	39	軽減均等4	40	軽減平等4
41	軽減均等2	42	軽減平等2	43	月割減額	44	端数
45	減額合計	46	減免額	47	過年度分	48	年税額
49	軽減4月	50	軽減5月	51	軽減6月	52	軽減7月
53	軽減8月	54	軽減9月	55	軽減10月	56	軽減11月
57	軽減12月	58	軽減1月	59	軽減2月	60	軽減3月

● 国民健康保険情報ファイル ⑮ 賦課個人情報

1	国保世帯番号	2	宛名番号	3	算定団体コード	4	調定年度
5	年度分	6	履歴番号	7	通知書番号	8	最新資格区分
9	最新介護資格区分	10	最新退職区分	11	賦課期日資格区分	12	賦課期日介護資格区分
13	賦課期日退職区分	14	賦課発生時資格区分	15	賦課発生時介護資格区分	16	軽減判定区分
17	資格4月	18	資格5月	19	資格6月	20	資格7月
21	資格8月	22	資格9月	23	資格10月	24	資格11月
25	資格12月	26	資格1月	27	資格2月	28	資格3月
29	介護資格4月	30	介護資格5月	31	介護資格6月	32	介護資格7月
33	介護資格8月	34	介護資格9月	35	介護資格10月	36	介護資格11月
37	介護資格12月	38	介護資格1月	39	介護資格2月	40	介護資格3月
41	所得額	42	課税標準額	43	所得割額	44	介護所得割額
45	支援所得割額	46	軽減判定所得	47	資産税額	48	資産割額
49	介護資産割額	50	支援資産割額	51	専従区分	52	老年者区分
53	申告区分	54	主所得区分	55	住民税課税区分	56	住民税所得割額
57	住民税均等割額	58	最新資格取得日	59	最新資格喪失日	60	最新続柄
61	介護該当日	62	介護非該当日	63	誕生日65歳	64	更正日
65	事由	66	介護更正日	67	介護事由	68	軽減判定取得日
69	積算該当区分	70	個人年税額	71	続柄名称	72	資格履歴番号
73	独自項目1	74	独自項目2	75	独自項目3	76	4/1時点離職者区分
77	最新離職者区分(賦課時点)	78	離職者区分4月	79	離職者区分5月	80	離職者区分6月
81	離職者区分7月	82	離職者区分8月	83	離職者区分9月	84	離職者区分10月
85	離職者区分11月	86	離職者区分12月	87	離職者区分1月	88	離職者区分2月
89	離職者区分3月	90	離職軽減用総所得	91	離職軽減用課税標準額	92	離職軽減用軽減判定所得
93	給与所得	94	離職軽減用給与所得	95	離職軽減時医療分所得割	96	離職軽減時介護分所得割
97	離職軽減時支援分所得割						

● 国民健康保険情報ファイル ⑯ 期割情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	国保世帯番号	4	算定団体コード
5	期割団体コード	6	団体内外区分	7	現年過年度区分	8	調定年度
9	年度分	10	通知書番号	11	論理期別	12	履歴番号
13	年月	14	納税義務者宛名番号	15	更正日	16	全体税額
17	退職税額	18	医療全体税額	19	医療退職税額	20	介護全体税額
21	介護退職税額	22	支援全体税額	23	支援退職税額	24	不納欠損額(医療全体)
25	不納欠損額(医療退職)	26	不納欠損額(介護全体)	27	不納欠損額(介護退職)	28	不納欠損額(支援全体)
29	不納欠損額(支援退職)	30	公示送達区分				

●国民健康保険情報ファイル ⑰口座情報

1	宛名番号	2	科目コード	3	科目詳細コード	4	振替振込区分
5	申請自治体	6	申請日	7	適用開始日	8	適用終了日
9	金融機関コード	10	支店コード	11	支店枝番	12	口座種別
13	口座番号	14	表示用口座番号	15	口座名義人番号	16	口座名義人カナ
17	口座名義人漢字	18	口座終了理由	19	通知書区分	20	指定口座区分
21	口座登録連番	22	振替済通知書				

●国民健康保険情報ファイル ⑱収納履歴情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	算定団体コード	4	期割団体コード
5	団体内外区分	6	調定年度	7	年度分	8	通知書番号
9	論理期別	10	収納日	11	支所コード	12	冊号
13	入力連番	14	入力連番内連番	15	領収日	16	納付方法
17	収納区分	18	収納額	19	督促手数料	20	延滞金
21	前納報奨金	22	還付加算金	23	会計年度	24	会計年度督促手数料
25	会計年度延滞金	26	決算区分	27	歳出還付区分	28	OCRID
29	口座登録連番	30	充当科目コード	31	充当科目詳細コード	32	充当算定団体コード
33	充当期割団体コード	34	充当団体内外区分	35	充当調定年度	36	収納額から収納額
37	収納額から督促料	38	収納額から延滞金	39	督促料から収納額	40	督促料から督促料
41	督促料から延滞金	42	延滞金から収納額	43	延滞金から督促料	44	延滞金から延滞金
45	払込日	46	払込時刻	47	本部コード	48	店舗コード
49	送金予定日	50	滞納管理1	51	滞納管理2	52	充当年度分
53	充当通知書番号	54	充当論理期別				

●国民健康保険情報ファイル ⑲滞納処分情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	算定団体コード	4	期割団体コード
5	団体内外区分	6	調定年度	7	年度分	8	通知書番号
9	論理期別	10	処分日	11	処分コード	12	処分区分
13	処分理由	14	処分取消日	15	処分取消区分	16	処分取消理由
17	滞納区分	18	滞納管理1	19	滞納管理2	20	処分調定
21	処分督促	22	処分延滞				

●国民健康保険情報ファイル ⑳納税組合員情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	宛名番号	4	納組開始日
5	納組終了日	6	納組コード				

○中間サーバコネクタDB

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○連携情報

1	保険者情報	2	被保険者証記号番号	3	組合員コード	4	証区分
5	有効期限	6	資格取得年月日	7	資格喪失年月日	8	国民健康保険旧被扶養者情報
9	滞納賦課年度	10	滞納期別	11	納期限	12	滞納額
13	高額介護合算給付年度	14	自己負担額計算対象日自	15	自己負担額計算対象日至	16	国保加入期間自
17	国保加入期間至	18	自己負担額合計	19	自己負担額高齢者分再掲	20	所得区分
21	出産日	22	出産児数	23	死産児数	24	自己負担額高齢者分再掲
25	出産育児一時金支給額	26	出産育児一時金支給日	27	葬祭費死亡日	28	葬祭費支給額
29	葬祭費支給日	30	傷病名	31	埋葬日	32	医療機関名
33	被保険者との続柄						



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国保年金課情報取扱い手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。</li> <li>・窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国保年金課情報取扱い手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。</li> <li>・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違い等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。</li> <li>・ログを保管することで、職員による目的外の情報の入手を抑止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。</li> <li>・委託業務については委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な情報入手を指導する。</li> <li>・国民健康保険に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である国民健康保険法及び杉並区国民健康保険条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。</li> <li>・「国保年金課情報取扱い手順書」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。</li> <li>・本人から情報を取得する場合は、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付の資料となる旨を説明した上で取得する。</li> <li>・他区市町村等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。</li> <li>・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な賦課資料の登録処理等が行われていないかを確認する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。</li> <li>・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</li> </ul>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。</li> <li>・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。</li> <li>・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。</li> <li>・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。</li> <li>・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は、国民健康保険法及び杉並区国民健康保険条例に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。</li> <li>・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた場所へ格納する。</li> <li>・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。</li> <li>・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</li> <li>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。</li> <li>中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。</li> <li>入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。</li> <li>ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</li> <li>ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。</li> <li>登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。</li> <li>システムを利用する者1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス権限の発行は、国保年金課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、国保年金課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。その他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効している。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ管理者(所属長)は、アクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。</li> <li>ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「国保年金課情報取扱い手順書」に定められており、当該規定に基づき確認を行っている。</li> <li>各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。</li> <li>保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「国保年金課情報取扱い手順書」に基づき管理する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「国保年金課情報取扱い手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。</li> </ul>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。</li> <li>・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。</li> <li>・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「国保年金課情報取扱い手順書」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。</li> <li>・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。</li> <li>・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。</li> <li>・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



	規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の適切な管理</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外の使用の禁止</li> <li>・第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の返還・廃棄</li> <li>・個人情報の取扱いに関する立入調査</li> <li>・事故発生時の報告</li> <li>・法令及び杉並区の条例遵守</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 十分に行っている ]      1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない        4) 再委託していない</p>
	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。</li> <li>・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。</li> </ul>
その他の措置の内容		<p>【システム運用業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。</li> </ul> <p>【設計・運営業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営業務を行う執務室内では、「運営管理マニュアル」により携帯電話、カメラ等の使用を禁止しているとともに、メモ用紙類の取扱いについてもルールを定めている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か		<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている        2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【特記事項】設計・運営業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により定期的及び必要により、委託業務がきちんと行われているか確認する。</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している      2) 記録を残していない</span>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。</li> <li>・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。</li> <li>・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「国保年金課情報取扱い手順書」に基づき管理する。</li> </ul>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</span>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。</li> <li>・「国保年金課情報取扱い手順書」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。</li> <li>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。</li> <li>・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。</li> <li>・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</span>

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続**  接続しない(入手)  接続しない(提供)

**リスク1: 目的外の入手が行われるリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。                  ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。                  (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

**リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

**リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>



リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。</li> <li>・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。</li> <li>・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。</li> <li>・国民健康保険ファイルに係る帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、杉並区文書等管理規定に従い、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。</li> <li>・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。</li> <li>・システムを利用する者が離席する際には時間経過によるロックが作動する。</li> <li>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを軽減する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;不正プログラム対策&gt;</li> <li>・端末にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適用している。</li> <li>&lt;不正アクセス対策&gt;</li> <li>・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</li> <li>・被保険者の情報は、各種届出・申請及び申告データ等に基づき更新され、保険料額通知書等により区民に通知するものであるため、区民側でも確認できることにより、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめ廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。</li> <li>・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。            ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報政策課に報告している。            &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;本区における措置&gt;            ・杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。            &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>

## 2. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 十分に行っている ]</span> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p style="margin: 0;">3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「国保年金課情報取扱い手順書」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。</li> <li>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> <li>&lt;国保情報集約システムに関する措置&gt;</li> <li>・教育事項: 国保情報集約システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>・違反行為に対する措置: 都度指導のうえ、違反行為の程度により懲戒の対象となりうる。</li> <li>・国保連合会に対しては、契約内容において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul>

## 3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、“2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。)</li> <li>・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページー申請書サービスー行政関連-情報公開等ー自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL:<a href="http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html">http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html</a>)</li> </ul>
特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 無料 ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 有料      2) 無料</span> </div> (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</span> </div>
個人情報ファイル名	・国民健康保険情報ファイル
公表場所	「1. ①請求先」と同じ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部国保年金課管理係
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。</li> <li>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。</li> </ul>

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和元年7月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	国民健康保険に関する事務全項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付けた。
②実施日・期間	令和元年8月1日から令和元年8月31日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	・意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。 ・マイナンバーを使って事務を行う必要性やメリットが13ページに記載されています。しかし、国民健康保険加入の手続きについての杉並区のサイトでは、情報連携での事務に時間がかかるので届出書類を引き続き持参するよう案内しています。評価書の記載は事実と反していますので、修正すべきです。
⑤評価書への反映	表紙の特記事項を修正した。 また、提出された区民等からの意見・質問等について「提出された区民意見と反映状況の一覧」として取りまとめた。
3. 第三者点検	
①実施日	令和元年10月29日
②方法	杉並区情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	